

工事完了後における地目変更登記申請について

農地転用の許可を経て、工事完了届を提出しただけでは、土地登記簿の地目は変更されません。

法務局にて、**地目変更登記申請**を行う必要があります。

地目変更登記申請は、工事が完了した日から**1月以内**にしなければなりません。

これを怠ると、**10万円以下の過料**に処される場合がありますので、ご注意ください。

(不動産登記法第37条第1項、第164条参照)

飯能市農業委員会事務局

